

小平市高齢者保健福祉計画・小平市介護保険事業計画

第1章 計画策定にあたって

(案)

1

計画策定の背景

① 超高齢社会の到来

日本の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、高齢化率は25%を超えて、4人に1人が高齢者という時代を迎えています。

小平市でも、団塊の世代が65歳を迎えたこともあり、高齢者人口が増加しています。高齢化率は21%を超えて、小平市も超高齢社会に突入しました。今後も、高齢化がさらに進展し、団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）に向かって、後期高齢者の急増も予測されています。

② 超高齢社会の課題

高齢化の急速な進展に伴い、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が浮かび上がっています。ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の孤立化や、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う高齢者虐待の危険性などの問題に対して、社会全体でどのように取り組んでいくのかが大きな課題となっています。

③ 地域包括ケアシステムの構築

このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が急務となっています。「地域包括ケアシステム」とは、「医療・介護・住まい・予防・生活支援サービス」が身近な地域で包括的に確保される体制のことです。

また、高齢者自身や家族の力、公的支援だけでは自ずと限界があることから、ボランティアや地域住民の支えあいの果たす役割にますます注目が集まっています。具体的には、ボランティアや地域住民の支えあいによる孤立しがちなひとり暮らし高齢者等に対する見守りや、日常的な助け合い活動などを活性化させていくことが必要です。

④ 2025年を見据えた計画の策定

小平市では、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、3年を1期とする「小平市高齢者保健福祉計画・小平市介護保険事業計画」を策定しています。

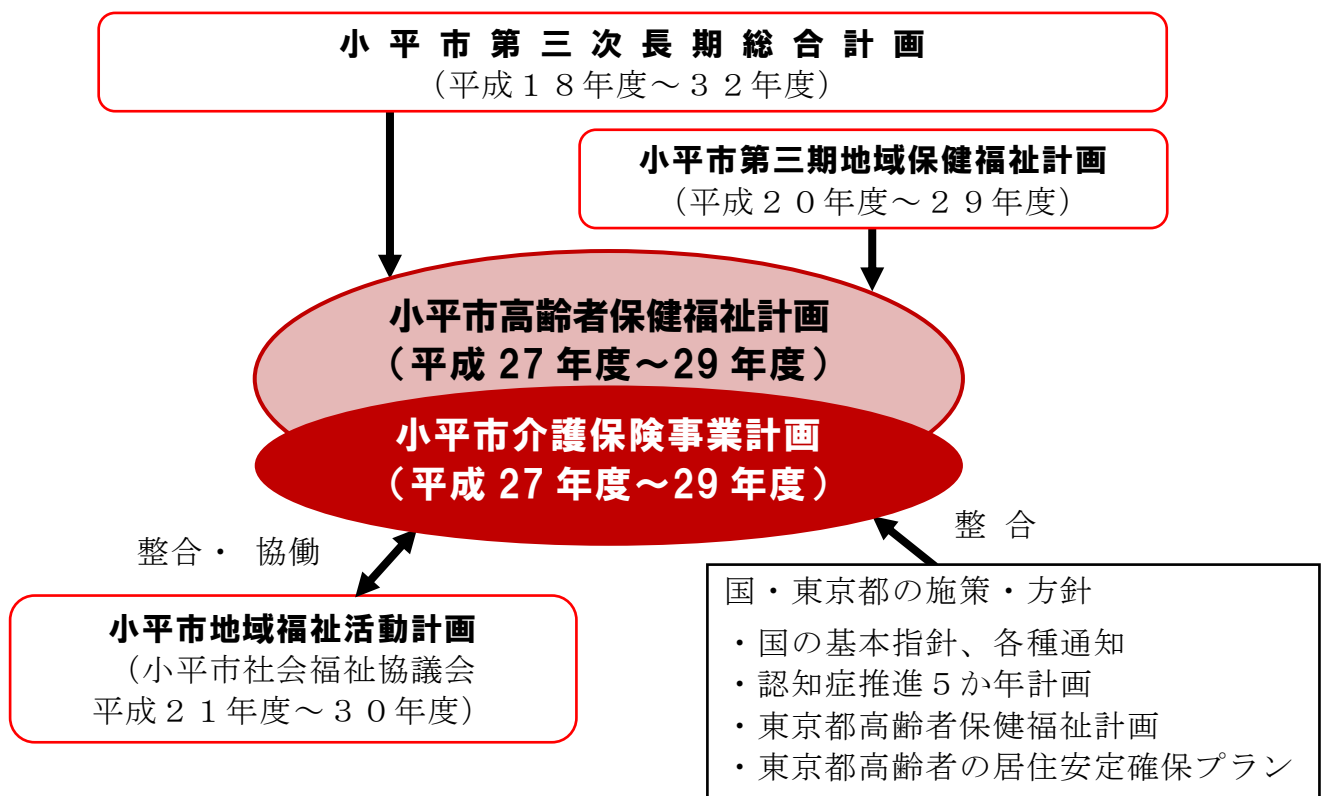
平成26年度には、本計画の第5期計画期間（平成24年度～26年度）が終了することから、国や東京都の動向を踏まえつつ施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025年を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現を目指す新たな計画を策定します。

2 計画策定の目的

本計画は、小平市の高齢者保健福祉及び介護保険事業の運営にかかる基本理念・基本目標を定め、併せてその実現のための施策を定めるために策定するものです。

3 計画の位置づけ

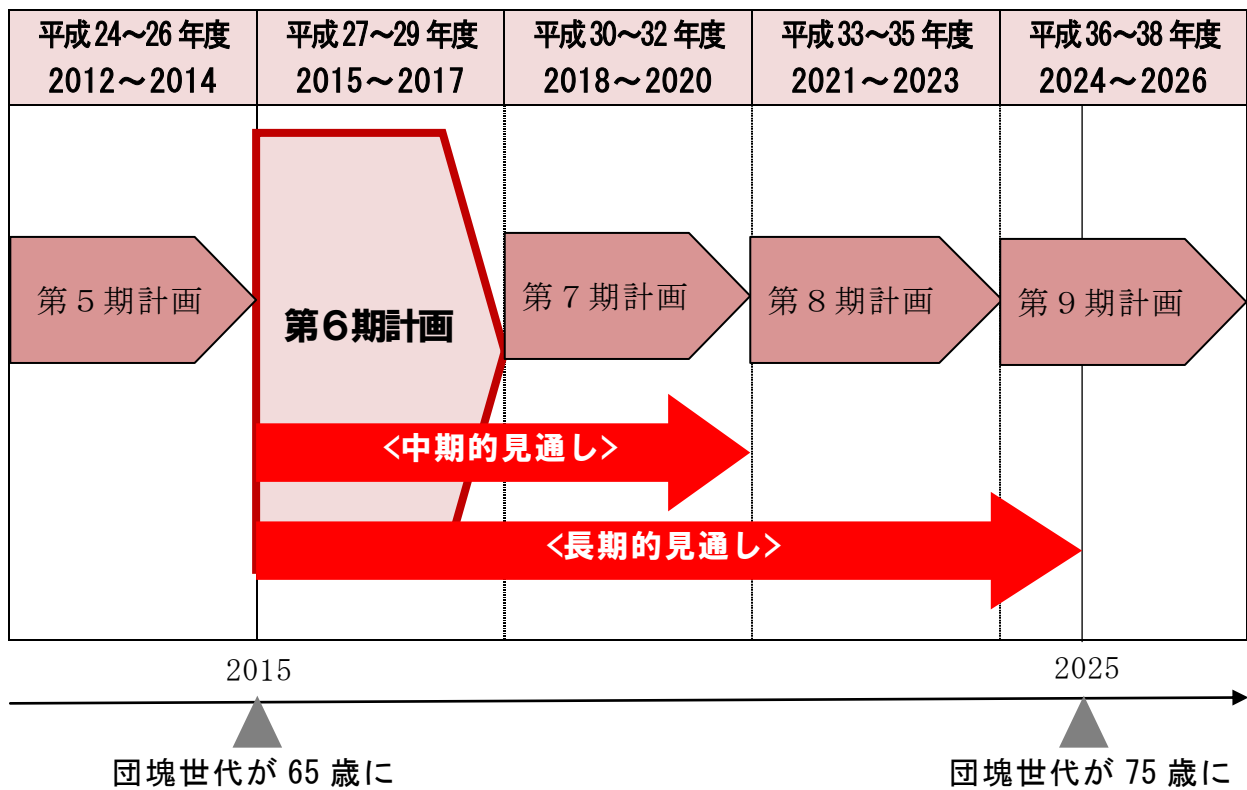
- ・ 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。
- ・ 本計画は、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に進めるため、両者を一体として策定するものであり、平成20年度からの10年間を計画期間とする小平市地域保健福祉計画の高齢者分野として位置づけられるものです。



4

計画の期間

- 本計画の対象期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とし、併せて団塊の世代が75歳になる2025年までの中長期的な視野に立った見通しを示しています。
- 具体的には、国勢調査などから推計される平成32年度（2020年度）及び平成37年度（2025年度）における高齢者人口などを基に、小平市の実情に応じた地域包括ケアシステムが持続的・安定的に展開されるためのサービス基盤の整備等、中長期的な取組の方向性を見定め、本計画の施策へと反映させています。



5

介護保険制度の改正内容（案）

※改正法案は現在国会で審議中
です。（事務局）

介護保険制度については、計画の期間に合わせ、3年ごとに大きな見直しが行われます。

第6期計画に合わせて行われる今回の制度改正は、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化等のため、サービスの充実と重点化・効率化を一体的に行う、大幅なものとなっています。

主な改正内容は以下のとおりです。

（1）地域包括ケアシステムの構築

サービスの充実

- ① 在宅医療・介護の連携推進
- ② 認知症施策の推進
- ③ 地域ケア会議の推進
- ④ 生活支援サービスの充実・強化

重点化・効率化

- ① 予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行
- ② 特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定

（2）費用負担の公平化

保険料軽減の拡充

- ・ 低所得者の保険料の軽減割合を拡大

重点化・効率化

- ① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
- ② 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産等を追加

（3）その他

- ① サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用
- ② 居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲
- ③ 小規模通所介護の地域密着型サービス等への移行

(4) 主な施行期日（予定）

施行期日	改正事項
平成27年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療・介護の連携推進(※1) ○認知症施策の推進(※1) ○地域ケア会議の推進 ○生活支援サービスの充実・強化(※1) ○予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行(※2) ○特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定 ○低所得者の保険料の軽減割合を拡大 ○サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用 <p>※1 市町村の準備期間を考慮して、在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進及び生活支援サービスの充実・強化は、平成30年4月までに順次実施することとされています。</p> <p>※2 市町村の準備期間を考慮して、予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行は、平成29年度末までに実施することとされています。</p>
平成27年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ ○低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加
平成28年4月1日までの間にあって政令で定める日	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模通所介護の地域密着型サービス等への移行
平成30年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲